

○幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱

令和6年7月10日要綱基準等第46号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向けて町民に対しゼロカーボンの推進を総合的に支援する省エネ化補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ型電気冷蔵庫 統一省エネラベル（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条に基づき提供される情報をいう。）において、目標年度（省エネ基準を達成しなければならない年度をいう。）である2021年度における達成率が100%以上（省エネマークが緑色）の電気冷蔵庫をいう。
- (2) 遮熱塗装 日本産業規格で定めるJISK5602塗膜の日射反射率の求め方に基づく日射反射率40%以上の塗料又はJISK5675屋根用高日射反射率塗料を使用し、暑さ対策として住宅の省エネ化に資する塗装工事をいう。
- (3) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。
- (4) 行政ポイント 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）に規定する行政ポイントをいう。

（補助対象経費等）

**第3条** 補助の対象とする経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫（以下「新品冷蔵庫」という。）の購入に係る経費及び住宅の壁や屋根等への遮熱塗装に要する経費とする。ただし、新品冷蔵庫の購入においては、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第11条に規定する料金を除いた額とする。

2 本補助事業の申請は、第5条の表に掲げる区分ごとに同一住宅において一回限りとする。

（補助対象者）

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (4) 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（補助金を申請する年の10年より前に製造されたもの。）を買い換えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者又は自らが居住する町内の戸建住宅（賃貸住宅を除く。）に遮熱塗装を施す者。

（補助金の額等）

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる区分に応じた補助率等により算出するものとし、1円につき1ポイントに換算し、行政ポイントとして交付する。

区分	実施種別	補助率	補助金上限額
省エネ型電気冷蔵庫	町内販売店から購入	1 / 5	50,000円
	上記以外	1 / 10	25,000円
遮熱塗装	町内事業者で施工	1 / 2	250,000円
	上記以外	1 / 4	125,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付申請書（様式第1号）に別表第1に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日（当該日が幕別町の休日を定める条例（平成2年条例第37号）第1条第1項に定める町の休日の場合は、翌開庁日）までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該年度の翌年度の2月10日までとすることができる。

3 町長は、前項に規定にかかわらず、第1項の申請を受け付けることによって補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定を受けた内容の変更)

**第8条** 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）変更等承認申請書（様式第3号。次条において「補助金変更等承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額を変更するとき。
- (2) 補助金の内容を変更するとき。
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）繰越承認申請書（様式第4号。次条において「繰越承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

**第9条** 町長は、前条の規定による補助金変更等承認申請書及び繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）変更等承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 交付決定者は、交付対象事業の完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日（第6条第2項ただし書に該当する場合にあっては、補助金の交付を受けようとする年度の2月20日）までに、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）実績報告書（様式第6号）に別表第2に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第11条** 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付額確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

**第12条** 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を行政ポイントとして交付するものとする。

(財産処分の制限)

**第13条** この要綱に基づく補助金の交付により取得した新品冷蔵庫及び遮熱塗装を施した住宅は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、新品冷蔵庫を町長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはならない。

(交付決定の取消)

**第14条** 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）取消し通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

**第15条** 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて現金でその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(手続きの代行)

**第16条** 第3条第1項に規定する補助対象機器を設置する事業者（以下「手続き代行者」をいう。）は、申請者に代わって第6条、第8条及び第10条に規定する手続きを行うことができる。

- 2 前条の手続きを事務代行者に委任しようとする申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）申請等に関する委任状（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は第1項の事務代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。
- 4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第1項の申請を取消することができるものとする。

（状況調査）

**第17条** 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月10日から施行する。  
（幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正）
- 2 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

省エネ化推進事業	50,000ポイント
----------	------------

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱の規定は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以降に交付申請したものについて適用し、施行日前に交付申請したものについては、なお従前の例による。  
（幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正）
- 3 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）の一部を次のように改正する。

省エネ化推進事業	250,000ポイント
----------	-------------